

# 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部改正（案）について（押印見直し）

## 背景

「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年10月28日付け2高情政第749号総務部長通知）及び「行政手続等における押印の見直しの推進について」（令和3年6月3日付け3高法文第90号総務部長通知）を踏まえ、申請における押印の必要性を検討。

## 四万十川条例施行規則の一部改正(案)

- 様式のみを押印欄がある手続は押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられることから、申請書類、届出書における押印を廃止する。  
（高知県における押印見直しガイドライン（令和3年6月総務部法務文書課）P2、3）

押印  
廃止

施行規則別記様式中「@」を削る。  
（申請書、届出書等の押印廃止）

別記第1～10号様式  
別記第12～14号様式  
別記第16～18号様式

施行規則別記様式中「印欄」を削る。  
（施行同意書のうち、権利者の同意にかかる押印廃止）

別記第11号様式

押印  
存続

申請に対する応答として権限等を付与する文書、身分証明書は押印を継続する。  
（検査済証、身分証明書）

別記第15号様式  
別記第19～20号様式

- 許可証等の申請等に対する応答として権限等を付与する公文書や身分証明書については、国と同様に、引き続き押印を存続する。  
（高知県における押印見直しガイドライン（令和3年6月総務部法務文書課）P5、6）

## 今後のスケジュール

令和3年9月中旬～9月下旬

改正（案）の意見照会  
（流域市町）

流域5市町意見なし。

令和3年度中

改正

法務文書課で審査中

令和3年度中

四万十川流域保全振興委員会  
（報告）

今回の改正は条例の規定により定められた事項その他重要事項ではないため、改正（案）を報告する。

施行規則改正に伴う意見公募については、申請書等の様式への押印を不要とする軽微な変更であるため、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当し適用除外。  
（他の押印見直しに伴う条例改正も同様の対応 例：高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則）※R3.9.7法務文書課確認済